

岩手県国土強靭化地域計画

【改訂版】

平成 28 年 2 月策定
平成 29 年 6 月改訂
令和 2 年 1 月改訂

岩 手 県

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け 1頁

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

第2章 基本的な考え方 2頁

- 1 基本目標
- 2 事前に備えるべき目標
- 3 基本的な方針

第3章 想定するリスク 4頁

- 1 岩手県の地域特性
- 2 対象とする自然災害
- 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
- 4 施策分野

第4章 脆弱性評価 8頁

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 脆弱性評価の実施手順
- 3 脆弱性評価結果（概要）

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策 12頁

- 1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策
- 2 施策分野ごとの対応方策

第6章 重点施策 37頁

- 1 重点施策選定の趣旨・選定方法
- 2 重点施策の選定

第7章 計画の推進と進捗管理 59頁

- 1 県民総参加の取組
- 2 計画の進捗管理と見直し（P D C Aサイクルの徹底）
- 3 他の計画等の見直し

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靭化に係る他の計画の指針となる国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されました。

また、基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定され、都道府県及び市町村においても、国土強靭化の観点から、他の計画の指針となる国土強靭化地域計画を策定できることとされました。

岩手県では、この基本法に基づき、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靭化」を推進するための指針とするべく、「岩手県国土強靭化地域計画」を策定することとしました。

さらに、平成 28 年 8 月に発生した台風第 10 号による甚大な被害状況を踏まえ、岩手県の弱みを明らかにし、平常時に何を行う必要があるのかを洗い出す国土強靭化地域計画の策定プロセスに基づき、改めて「岩手県国土強靭化地域計画」の見直しを行いました。

なお、その他の事項については、平成 28 年 2 月の計画策定時の内容を基に、毎年度の進捗管理を行います。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国土強靭化の観点から、「いわて県民計画」や「岩手県東日本大震災津波復興計画」、「岩手県地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。

なお、基本法第 14 条においては、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されています。

このことから、本計画は、国が策定した、都道府県や市町村による国土強靭化地域計画の策定の指針となる「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」の国土強靭化地域計画の策定手順等に従って策定しています。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間としています。

第2章 基本的な考え方

国の基本計画を踏まえて、次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定しました。

1 基本目標

岩手県における強靭化を推進する上での基本目標を次のとおり設定しました。

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 人命の保護が最大限図られる
 - (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - (3) 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
 - (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

岩手県における強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定しました。

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 人命の保護を最大限図る
 - (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行う
 - (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
 - (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
 - (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
 - (6) 制御不能な二次災害を発生させない
 - (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針

岩手県における強靭化を推進する上での基本的な方針を次のとおり設定しました。

(1) 岩手県強靭化に向けた取組姿勢

- 東日本大震災津波の経験や人口減少問題などあらゆる側面から検討
　岩手県の社会経済システムの存立を脅かす原因として何が存在しているのかを、
　東日本大震災津波の経験や人口減少問題をはじめとするあらゆる側面から検討し、
　取組にあたります。
- 経済社会システムの信頼性と活力を高め、東京一極集中からの脱却に寄与
　災害に強い県土づくりを進めることにより、経済社会システムの信頼性と活力

を高め、東京一極集中からの脱却に寄与します。

- 潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化

岩手県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

- 関係者相互の連携協力

岩手県内における国の機関、県、市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取組を進めます。

- 非常時のみならず平時にも有効活用

非常時のみならず、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- 資金の効率的使用による施策の推進

人口減少等に起因する県民の需要の変化等を踏まえ、資金の効率的使用により、施策を推進します。

- 国の施策、既存の社会資本、民間資金の活用

国の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。

(4) 岩手県の特性に応じた施策の推進

- 東日本大震災津波の経験等を踏まえた施策の推進

「岩手県東日本大震災津波復興計画」との調和を図り、復興施策と震災の経験等を踏まえた施策を推進します。

- 将来、人口が減少した場合にあっても、各地域において基本目標が達成出来る仕組みづくり

「岩手県ふるさと振興総合戦略」との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靭化を推進します。

第3章 想定するリスク

1 岩手県の地域特性

(1) 地理・地形

岩手県は本州の北東部に位置し、東西約 122 キロメートル、南北約 189 キロメートルと南北に長い楕円の形をしており、その広さは北海道に次ぐ面積であり、日本面積の約 4 %を占めています。

岩手県の内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、西側には秋田県との県境に奥羽山脈があり、これと平行して東部には北上高地が広がっており、この 2 つの山系の間を北上川が南に流れ、その地域に平野が広がっています。

沿岸部は、宮古市より北では、典型的な隆起海岸で、海食崖や海岸段丘が発達している一方、宮古市より南では、北上高地の裾野が沈水してきた、日本における代表的なリアス式海岸となっており、対照的な景観をみせていましたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災津波は、生活や産業基盤、自然等に大きな被害をもたらし、同年 8 月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づいて、復旧・復興が進められています。

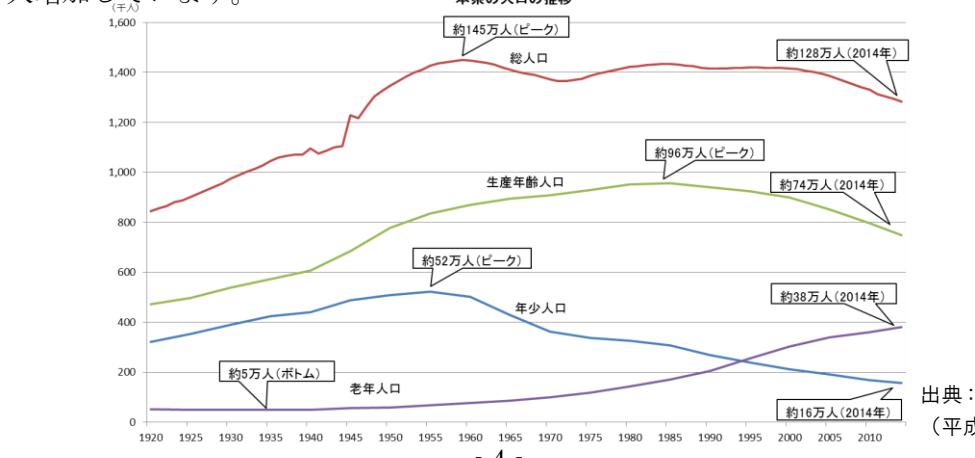
(2) 気候

奥羽山脈の山沿い地方は、冬に雪の多い日本海側の気候を、北上高地は高原性、盆地性の気候を示しています。また、北上川沿いの平野部は、全般的に冬は寒さが厳しく、夏は暑い内陸性の気候を示しています。沿岸部では海洋性の気候を示していますが、宮古市以北では寒流の影響のため全般的に気温が低く、冷害などの気象災害が起こりがちとなっています。

(3) 人口

岩手県の人口は 1997 年以降減少し続けており、2014 年の岩手県の人口は約 128 万人となっています。

生産年齢人口は、ピークである 1985 年と比べ約 21 万人、年少人口はピークである 1955 年と比べ約 37 万人減少している一方、老人人口は最も少なかった 1935 年と比べ約 33 万人増加しています。



岩手県では、平成 27 年 10 月に策定した、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づき、出生率の向上と人口の社会減ゼロの実現を目指すふるさと振興に取り組むこととしており、これが実現した場合の将来の人口を平成 52 年（2040 年）に約 104 万人と展望しています。

一方、この人口の展望が実現した場合であっても、県の総人口は平成 22 年（2010 年）比で約 2 割の減少が見込まれるほか、世代別人口を見ても、当分の間は年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老人人口は増加する、いわゆる少子高齢化が進行することが見込まれています。

2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、県内で発生しうる大規模自然災害として、地震、津波、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定しました。

	自然災害	想定する過去の主な災害〔発生日〕(規模) 【被害状況】
(1)	地 震	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波) [H23. 3. 11] (M9.0 最大震度 7 津波の高さ 8.5m 以上) ※ <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 10px;"> 死者・行方不明者数:5,802 人 避難者:48,000 人 家屋倒壊:25,716 棟 産業被害額:8,294 億円 公共土木施設被害額:2,573 億円 停電:81 万戸 ガス供給停止:9.4 千戸 断水:18 万戸 電話不通:6.6 万回線 </div>
(2)	津 波	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 10px;"> ※ 津波観測点で収録されていた記録を回収・分析した中で、最も高い値を記載。 </div>
(3)	火山噴火	岩手山における <ul style="list-style-type: none"> ・山体崩壊 [約 6,000 年前] (大規模な山体崩壊) ・水蒸気爆発(水蒸気噴火) [約 3,200 年前] (噴出量 1,000 万 m³) ・山頂噴火 [1686 年(貞享 3 年)] (噴出量 8,500 万 m³) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 10px;"> [火山灰、噴石、溶岩流、火碎流、土石流、火山泥流等] </div> <div style="text-align: right; margin-top: -20px;"> <岩手県内の活火山：八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山> </div>
(4)	風水害・ 土砂災害	アイオン台風 [S 23. 9. 16] (最大日降水量 285.2mm) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 10px;"> 死者・行方不明者数:709 人 家屋倒壊:3,715 棟 床上浸水:15,774 棟 床下浸水:14,157 棟 土木被害:5,621 ヶ所 農作物被害:60,000ha </div>
(5)	雪 害	豪雪災害 [S 38. 1. 6] (最大積雪 3m) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 10px;"> [死者数:11 人 土木(道路)被害:87 ヶ所] </div>
(6)	その他	三陸フェーン火災 [S 36. 5. 30] (異常乾燥下における林野火災) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 10px;"> [建物全焼:1,142 棟] </div>

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本計画に掲げられている8つの事前に備えるべき目標に対する45の起きてはならない最悪の事態を参考に、岩手県では、先に述べた対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、統合・組み替え等を行い、7つの事前に備えるべき目標に対する22の起きてはならない最悪の事態を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相（例示）については「資料編：別紙1」のとおりです。

(目標) 1 いかなる大規模自然災害が発生ようと、人命の保護を最大限図る
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(目標) 2 いかなる大規模自然災害が発生しようと、救助・救急、医療活動等を迅速に行う
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2 数多かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
2-5 被災地における感染症等の大規模発生
(目標) 3 いかなる大規模自然災害が発生しようと、必要不可欠な行政機能を維持する
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
(目標) 4 いかなる大規模自然災害が発生しようと、地域経済システムを機能不全に陥らせない
4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
4-2 食料等の安定供給の停滞
(目標) 5 いかなる大規模自然災害が発生しようと、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止
5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(目標) 6 いかなる大規模自然災害が発生しようと、制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(目標) 7 いかなる大規模自然災害が発生しようと、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

基本計画に掲げられている 12 の個別施策分野及び 3 つの横断的分野を参考に、岩手県の実情に即して、統合・組み替え等を行い、5 つの個別施策分野と 3 つの横断的分野を設定しました。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 国土保全・交通

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 人口減少・少子高齢化対策

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靭」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靭化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つことです。

基本法第9条においては、「強靭性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

岩手県においても、本計画策定に関し、国が実施した評価手法等を参考に、主に県が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施しました。

2 脆弱性評価の実施手順

前章で定めた22の起きてはならない最悪の事態ごとに、県が取り組んでいる現行施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

また、同じく前章で定めた5つの個別施策分野及び3つの横断的分野ごとに取組状況を明らかにするよう、評価結果は、施策分野ごとにも整理を行いました。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用しました。

3 脆弱性評価結果(概要)

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果は「資料編：別紙2」のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性評価結果は「資料編：別紙3」のとおりです。

なお、7つの事前に備えるべき目標ごとの評価結果の概要は次に掲げるとおりです。

(1) いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る

- ・ 住宅の耐震化の促進を一層図る必要がある。

[現状] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) 全国 82.0% (H25)

- ・ 津波避難計画を未策定の市町村に対し助言等を行い、早急な計画策定を促進する必要がある。

[現状] 津波避難計画を策定した市町村 9市町村 [75.0%] (H26)

- ・ 河川整備は着実に進められているものの、洪水災害に対する安全度の更なる向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

[現状] 河川整備率 (国管理) 49.7% (H26) 河川整備率 (県管理) 48.6% (H26)

- 栗駒山に関する火山防災マップの策定に向けた取組の推進や、土砂災害ハザードマップを未策定の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、作成の促進を図る必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山数 2 火山 [66.6%] (H26)
土砂災害ハザードマップを作成した市町村

10 市町村 [30.3%] (H26) 全国 991 市町村 [57.7%] (H26)

- 平時より円滑に除雪作業が行われるよう、路面の段差解消や支障木の伐採等に取り組むとともに、豪雪等に伴う立ち往生車両の未然防止のため、緊急車両の妨げとなる車両の移動命令や撤去、補償問題への具体的対応や関係機関との情報共有方法等について検討を進める必要がある。
- これまでも各種防災訓練を実施しているが、各市町村における住民参加型防災訓練等の実施への支援を行っていく必要がある。

[現状] 防災訓練を実施した市町村 29 市町村 [88.0%] (H26)

市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3 市町村 (H26)

(2) いかなる大規模自然災害が発生しようと、救助・救急、医療活動等を迅速に行う

- 広域防災拠点の配置、防災拠点の充実に向け、平成 27 年 3 月に策定した「広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、平成 28 年度からの本格運用を着実に実施する必要がある。

[現状] 広域防災拠点配置数 5 箇所

- 孤立集落を対象とした通信訓練等の防災訓練を、今後も継続して実施する必要がある。

[現状] 孤立可能性のある集落数 378 集落 (H25) 全国 19,145 集落 (H25)

県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1 回 (H26)

- 大規模災害時の防災拠点、活動拠点としての機能を確保するため、県庁舎、市町村庁舎、消防庁舎等の耐震化等を一層進める必要がある。

[現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) 全国 71.8% (H25)

市町村庁舎の耐震化率 76.3% (H26)

消防本部、消防署等庁舎の耐震化率 75.3% (H26) 全国 83.8% (H26)

- 災害時における難病患者等への医療的支援、高齢者・障がい者等への福祉的支援、男女のニーズの違いに配慮した支援、外国人への支援、動物救護対策等の充実を図る必要がある。

[現状] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26)

地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26)

- 感染症対策として、現在行われている研修会や訓練を継続することにより、有事の連携体制を強化する必要がある。

[現状] 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年 2 回 (H26)

(3) いかなる大規模自然災害が発生しようと、必要不可欠な行政機能を維持する

- 県本庁舎及び合同庁舎における災害時業務継続計画 (BCP) は策定済みであるが、参集

訓練や通信訓練等を通じた計画の検証を行っていく必要がある。

[現状] 県災害時業務継続計画（BCP）を策定する本庁舎及び合同庁舎数

15 庁舎 (H26)

(4) いかなる大規模自然災害が発生しようと、地域経済システムを機能不全に陥らせない

- 中小企業における業務継続計画（BCP）の策定を継続支援していく必要がある。
[現状] BCP セミナーへの参加事業者数 大企業 4 社 中小企業 44 社 (H26)
- 農林水産業の生産基盤の地震・津波対策や長寿命化対策を着実に推進していく必要がある。

[現状] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26)

流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

20.0% (H26)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) 全国 56.0% (H25)

(5) いかなる大規模自然災害が発生しようと、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

- 避難所等への燃料等供給の確保のため、県石油商業協同組合等との協定締結及び協定の有効機能のための防災訓練の実施などを、今後も継続して取り組んでいく必要がある。
- 水道施設及び下水道施設について、耐震化に加え、更新期を迎える施設に関しては、計画的な老朽化対策を促進していく必要がある。

[現状] 水道基幹管路の耐震適合率 46.2% (H26) 全国 34.8% (H25)

布設後 50 年以上経過した下水管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)

- 道路施設の防災対策や幹線道路ネットワークの構築に向け、道路法面など防災施設の対策工事や緊急輸送道路等における既設橋梁の耐震化等を、今後も計画的に行っていく必要がある。

[現状] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) 全国 62.0% (H25)

緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路等における耐震化橋梁の割合 63.4% (H26) 全国 81.0% (H25)

- 東日本大震災津波時に、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。

[現状] 高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26)

(6) いかなる大規模自然災害が発生しようと、制御不能な二次災害を発生させない

- ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池の決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成と地域住民への公表を支援し、防災訓練等に活用するなど、ハード・ソ

フトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

[現状] ため池の詳細調査実施割合 0.0% (H26)

大規模ため池等のハザードマップ策定率 20.8% (H26) 全国 30.0% (H24)

- ・ 土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源の保全管理のため、市町村と連携し、造林等の森林整備を進める必要がある。

[現状] 造林面積 733ha (H26) 全国 22,225ha (H25)

(7) いかなる大規模自然災害が発生しようと、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

- ・ 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、関係機関との協定締結等による連携を一層推進していくとともに、災害廃棄物処理計画を未策定の市町村に対し助言等を行い、早期の計画策定を促進する必要がある。

[現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)

- ・ 災害時の迅速な対応など、地域の安全で安心な暮らしを支えるために地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりを展開するため、平成27年4月に「いわて建設業振興中期プラン」を策定したところであり、引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。

[現状] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50 社 (H26)

経営力強化等をテーマとした講習会受講者数 587 人 (H26)

- ・ 少子高齢化や東日本大震災津波の影響等を踏まえ、関係機関と連携し、国の交付金等も活用しながら、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた一層の取組を進めていく必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体数（累計） 137 団体 (H26)

コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計） 51 件 (H26)

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、岩手県の強靭化に向けて、主に県が取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと及び施策分野ごとの対応方策（89施策。再掲を除く。）の概要は次のとおりです。

なお、起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策の詳細については「資料編：別紙4」、施策分野ごとの対応方策の詳細については「資料編：別紙5」、施策分野ごとの目標指標一覧（[100](#)指標。再掲を除く。）は「資料編：別紙6」のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

（目標）1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

- ① 住宅・病院・学校等の耐震化
 - ・ 住宅の耐震化
 - ・ 大規模建築物の耐震化
 - ・ 病院の耐震化
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化
 - ・ 公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化
 - ・ 私立学校の耐震化
 - ・ 県立職業能力開発施設の耐震化
- ② 公営住宅の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 市街地整備
 - ・ 幹線街路整備
 - ・ 都市公園における防災対策
 - ・ 市街地等の幹線道路の無電柱化
- ④ 道路施設の防災対策
 - ・ 落石や崩壊のおそれのある斜面等の整備
 - ・ 管理者である市町村等の取組支援
- ⑤ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援
 - ・ 関係機関との連携強化
- ⑥ 世界遺産登録資産の防災対策
 - ・ 文化財保護指導員による文化財パトロールの実施
- ⑦ 空き家対策

- ・ 不良住宅等の解体
- ・ 空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築
- ⑧ 防火対策
 - ・ 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施
- ⑨ 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
 - ・ 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施
- ⑩ 避難場所等の指定・整備
 - ・ 避難場所及び避難所の指定・整備
 - ・ 福祉避難所の指定・協定締結
- ⑪ 避難行動の支援
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用
 - ・ 消防団活動の充実強化
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援

1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 津波防災施設の整備等
 - ・ 津波防災施設の整備
 - ・ 海岸水門等操作の遠隔化・自動化
 - ・ 津波防災地域づくり
- ② 河川・海岸施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 津波避難体制の整備
 - ・ 津波避難計画の策定
 - ・ 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実【1-1 から再掲】
 - ・ 港湾・漁港における避難対策
- ④ 避難場所等の指定・整備
 - ・ 避難場所及び避難所の指定・整備【1-1 から再掲】
 - ・ 福祉避難所の指定・協定締結【1-1 から再掲】
- ⑤ 避難行動の支援
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用【1-1 から再掲】
 - ・ 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援【1-1 から再掲】
- ⑥ 津波防災教育の実施
 - ・ 出前講座等の実施
- ⑦ 市街地整備
 - ・ 幹線街路整備【1-1 から再掲】
 - ・ 都市公園における防災対策【1-1 から再掲】
 - ・ 市街地等の幹線道路の無電柱化【1-1 から再掲】

⑧ 空き家対策

- ・ 不良住宅等の解体 【1-1 から再掲】
- ・ 空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築 【1-1 から再掲】

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 河川改修等の治水対策

- ・ 河川整備
- ・ 立木伐採と堆積土砂の除去
- ・ 洪水浸水想定区域の指定
- ・ 洪水ハザードマップの作成
- ・ 水位周知河川の指定
- ・ 水害に関する情報提供等の強化

② 河川・ダム施設の老朽化対策

- ・ 個別施設計画の策定

③ 内水危険箇所の対策

- ・ 内水危険箇所のソフト対策
- ・ 内水危険箇所のハード対策

④ 避難場所等の指定・整備

- ・ 避難場所及び避難所の指定・整備 【1-1 から再掲】
- ・ 福祉避難所の指定・協定締結 【1-1 から再掲】

⑤ 避難行動の支援

- ・ 防災体制の強化及び避難行動の周知
- ・ 避難勧告等発令基準の策定
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用 【1-1 から再掲】
- ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化
- ・ 消防団活動の充実強化 【1-1 から再掲】
- ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援 【1-1 から再掲】

⑥ 市街地整備

- ・ 幹線街路整備 【1-1 から再掲】
- ・ 都市公園における防災対策 【1-1 から再掲】

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 警戒避難体制の整備

- ・ 火山ハザードマップの作成
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成
- ・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表
- ・ 土砂災害警戒情報の周知
- ・ 要配慮者利用施設における警戒避難体制の強化

- ② 砂防施設の整備等による土砂災害対策
 - ・ 土砂災害対策施設の整備
- ③ 砂防施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ④ 農山村地域における防災対策
 - ・ 農地や農業水利施設等の生産基盤整備
 - ・ ため池等の保全対策、市町村が行うハザードマップの作成支援
 - ・ 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備
- ⑤ 登山者の安全対策
 - ・ 火山情報の登山者への迅速・的確な提供
- ⑥ 避難場所等の指定・整備
 - ・ 避難場所及び避難所の指定・整備【1-1 から再掲】
 - ・ 福祉避難所の指定・協定締結【1-1 から再掲】
- ⑦ 避難行動の支援
 - ・ 防災体制の強化及び避難行動の周知【1-3 から再掲】
 - ・ 避難勧告等発令基準の策定【1-3 から再掲】
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用【1-1 から再掲】
 - ・ 要配慮利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化【1-3 から再掲】
 - ・ 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援【1-1 から再掲】
- ⑧ 市街地整備
 - ・ 幹線街路整備【1-1 から再掲】
 - ・ 都市公園における防災対策【1-1 から再掲】

1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

- ① 防雪設備等の整備
 - ・ 防雪施設の整備
- ② 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 立ち往生車両の未然防止
 - ・ 道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用
- ④ 孤立集落を想定した防災訓練の実施等
 - ・ 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施

1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

- ① 避難勧告等発令基準の策定
 - ・ 避難勧告等発令基準が未策定の市町村へ働きかけ【1-3 から再掲】

- ② 住民等への情報伝達の強化
 - ・ 水位周知河川の指定【1-3 から再掲】
 - ・ 水害に関する情報提供等の強化【1-3 から再掲】
 - ・ 土砂災害警戒情報の周知【1-4 から再掲】
- ③ 情報通信利用環境の整備
 - ・ 携帯電話等エリア整備
 - ・ 民放ラジオ難聴解消
 - ・ ブロードバンド利用環境整備
 - ・ 通信事業者との連携
- ④ 防災訓練の推進
 - ・ 県総合防災訓練の実施
 - ・ 市町村の図上訓練等に係る支援
- ⑤ 防災教育の推進・学校防災体制の確立
 - ・ 防災教育の推進
 - ・ 学校防災体制の確立
 - ・ 実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進
- ⑥ 避難行動の支援
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成・活用【1-1 から再掲】
 - ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援
 - ・ 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援【1-1 から再掲】
- ⑦ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・ 信号機電源付加装置の整備
 - ・ 事業者等との協定締結等による連携強化
 - ・ 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導
 - ・ 道路通行規制等の情報提供

（目標）2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ① 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - ・ 広域防災拠点の充実
 - ・ 非常物資の備蓄体制の強化
 - ・ 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結
 - ・ 避難所等への燃料等供給の確保
 - ・ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援
 - ・ 災害用医薬品等の確保

- ② 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保
 - ・ 防災関係機関相互の連携体制の確立
- ③ 水道施設の防災機能の強化
 - ・ 水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策
- ④ 応急給水の確保に係る連携体制の整備
 - ・ 応急給水
 - ・ 水道施設の応急復旧
 - ・ 水道災害訓練
- ⑤ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築
- ⑥ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- ⑦ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
 - ・ 被災鉄道施設の復旧に対する支援
- ⑧ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策
 - ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策
- ⑨ 港湾施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ⑩ 空港の体制整備
 - ・ 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 広域防災拠点としての受入体制の整備
- ⑪ 空港施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画に基づく適切な維持管理

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携
 - ・ 関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施
- ② 孤立集落を想定した訓練の実施等
 - ・ 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施【1-5 から再掲】
- ③ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - ・ 広域防災拠点の充実【2-1 から再掲】
 - ・ 非常物資の備蓄体制の強化【2-1 から再掲】
 - ・ 協定締結団体の協力による救援物資の受け入れや緊急輸送
 - ・ 避難所等への燃料等供給の確保【2-1 から再掲】

- ・ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援【2-1 から再掲】
- ・ 災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】
- ④ 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保
 - ・ 防災関係機関相互の連携体制の確立【2-1 から再掲】
- ⑤ ドクターへリの運航確保
 - ・ 専用場外離着陸場の整備、ランデブーポイントの確保
 - ・ 他県へリ及び他県基地病院との相互支援
 - ・ ドクターへリ出動事例の事後検証会の定期的な開催
- ⑥ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【2-1 から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ⑦ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

- ① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化
 - ・ 県庁舎の強化
 - ・ 市町村庁舎の強化
 - ・ 消防本部・消防署等庁舎の強化
- ② 災害警備本部機能の強化
 - ・ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定
 - ・ 警察施設の整備
 - ・ 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練
 - ・ 職員の非常招集訓練
- ③ エネルギー・資機材の確保
 - ・ 緊急車両等への石油燃料供給の確保
 - ・ 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保【2-1 から再掲】
 - ・ ドクターへリの運航確保【2-2 から再掲】
 - ・ 災害対策用装備資機材等の更新整備
- ④ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・ 信号機電源付加装置の整備【1-6 から再掲】
 - ・ 事業者等との協定締結等による連携強化【1-6 から再掲】
 - ・ 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導【1-6 から再掲】
- ⑤ 防災訓練の推進
 - ・ 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携【2-2 から再掲】
 - ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加
- ⑥ 災害対処能力の向上
 - ・ 警察・消防・自衛隊の関係強化

- ・ 警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施
- ⑦ 救急、救助活動等の体制強化
- ・ 救急救命士に対する研修会の開催
- ⑧ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築
- ・ 橋梁の耐震化【2-1から再掲】
 - ・ 高規格幹線道路等の整備【2-1から再掲】
 - ・ 沿道建築物の耐震化【2-1から再掲】

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

- ① 病院・社会福祉施設等の耐震化
 - ・ 病院の耐震化【1-1から再掲】
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化【1-1から再掲】
- ② 災害時における医療提供体制の構築
 - ・ 災害拠点病院の体制強化
 - ・ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援【2-1から再掲】
- ③ 医療情報のバックアップ体制の構築
 - ・ 全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化
- ④ ドクターへリの運航確保
 - ・ 専用場外離着陸場の整備、ランデブーポイントの確保【2-2から再掲】
 - ・ 他県へリ及び他県基地病院との相互支援【2-2から再掲】
 - ・ ドクターへリ出動事例の事後検証会の定期的な開催【2-2から再掲】
- ⑤ 要配慮者等への支援
 - ・ 福祉避難所等における福祉的支援
 - ・ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援
 - ・ 男女のニーズの違いに配慮した支援
 - ・ 外国人への支援
 - ・ 災害用医薬品等の確保【2-1から再掲】
 - ・ こころのケア体制の確保
 - ・ 児童生徒の心のサポート
 - ・ 動物救護対策
- ⑥ 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成
 - ・ 災害医療コーディネーターの育成研修等の実施
 - ・ 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化
- ⑦ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【2-1から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1から再掲】
- ⑧ 道路施設の老朽化対策

- ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】

2-5) 被災地における感染症等の大規模発生

- ① 感染症対策
 - ・ 感染制御支援チーム構成員の追加・拡充
 - ・ 感染制御研修会・各種訓練への参加、DMA Tなど関係機関との連携
- ② 下水道施設の老朽化対策
 - ・ 下水道施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定

(目標) 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- ① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化
 - ・ 県庁舎の強化【2-3 から再掲】
 - ・ 市町村庁舎の強化【2-3 から再掲】
 - ・ 消防本部・消防署等庁舎の強化【2-3 から再掲】
- ② 災害警備本部機能の強化
 - ・ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定【2-3 から再掲】
 - ・ 警察施設の整備【2-3 から再掲】
 - ・ 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練【2-3 から再掲】
 - ・ 職員の非常招集訓練【2-3 から再掲】
- ③ 防災訓練の推進
 - ・ 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携【2-3 から再掲】
 - ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加【2-3 から再掲】
- ④ 緊急車両等への石油燃料供給の確保
 - ・ 県石油商業協同組合との協定の見直し、防災訓練の実施による連携強化【2-3 から再掲】
- ⑤ 県における災害時業務継続計画の策定
 - ・ 出先機関等の単独公所における計画の策定
- ⑥ 行政情報通信基盤の耐災害性強化
 - ・ 県保有行政データの遠隔地バックアップ体制の検討
- ⑦ 被留置者の逃走・事故防止
 - ・ 留置場非常計画の策定、護送訓練の実施
- ⑧ 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・ 信号機電源付加装置の整備【1-6 から再掲】
 - ・ 事業者等との協定締結等による連携強化【1-6 から再掲】
 - ・ 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導【1-6 から再掲】

- ⑨ 県外自治体との広域応援・受援体制の整備
 - ・ 北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに係る組織・実施体制等の検討

(目標) 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

- ① 企業における業務継続体制の強化
 - ・ 中小企業の業務継続計画の策定促進
- ② 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
 - ・ 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施【1-1 から再掲】
- ③ 物流機能の維持・確保
 - ・ 協定締結団体の協力による救援物資の受け入れや緊急輸送
 - ・ 岩手産業文化センターにおける拠点開設に係る対応マニュアル等の整備
- ④ 被災企業への金融支援
 - ・ 制度融資による円滑な資金供給
 - ・ 甚大な災害発生時における相談対応
- ⑤ 人材育成を通じた産業の体质強化
 - ・ 産業人材の育成基盤強化
- ⑥ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【2-1 から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ⑦ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- ⑧ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
 - ・ 被災鉄道施設の復旧に対する支援【2-1 から再掲】
- ⑨ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
 - ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
- ⑩ 港湾施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【2-1 から再掲】
- ⑪ 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 業務継続計画（花巻空港BCP）の策定【2-1 から再掲】
- ⑫ 空港施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画に基づく適切な維持管理【2-1 から再掲】

4-2) 食料等の安定供給の停滞

- ① 物流機能の維持・確保
 - ・ 協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送【4-1 から再掲】
 - ・ 岩手産業文化センターにおける拠点開設に係る対応マニュアル等の整備
【4-1 から再掲】
- ② 生産技術の復旧支援体制
 - ・ 農林漁業者に対する経営再開支援
- ③ 県産食料品の供給体制の強化
 - ・ 食料品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成
- ④ 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ⑤ 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- ⑥ 鉄道の耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
 - ・ 被災鉄道施設の復旧に対する支援【2-1 から再掲】
- ⑦ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
 - ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】
- ⑧ 港湾施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【2-1 から再掲】
- ⑨ 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 業務継続計画（花巻空港BCP）の策定【2-1 から再掲】
- ⑩ 空港施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画に基づく適切な維持管理【2-1 から再掲】
- ⑪ 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
 - ・ 農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策
 - ・ 農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施

(目標) 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

- ① 県営発電施設の災害対応力の強化
 - ・ 県営発電所建築物の耐震化
- ② 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実

- ・ 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施【1-1 から再掲】
- ③ 避難所、緊急車両等への燃料等供給の確保
 - ・ 避難所等への燃料等供給の確保【2-1 から再掲】
 - ・ 緊急車両等への石油燃料供給の確保【2-3 から再掲】
- ④ 再生可能エネルギーの導入促進
 - ・ 被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進
 - ・ 自立・分散型エネルギー供給体制整備
 - ・ 風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進
 - ・ 水力や風力を活用した県営発電所の建設推進
 - ・ 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備
- ⑤ 電力系統の接続制約の改善等
 - ・ 国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望
 - ・ 停電発生時の早期復旧に備えた関係機関との連携強化

5-2) 上下水道等の長時間にわたる供給停止

- ① 水道施設の防災機能の強化
 - ・ 給水機能確保、水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策【2-1 から再掲】
- ② 下水道施設の防災機能の強化
 - ・ 下水道施設の浸水対策
 - ・ B C Pに基づく応急対策訓練等
 - ・ 下水道施設の老朽化対策【2-5 から再掲】
 - ・ 個別施設計画の策定【2-5 から再掲】
- ③ 工業用水道施設の耐震化
 - ・ 配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設（管路）の耐震化

5-3) 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- ① 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策【2-1 から再掲】
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【2-1 から再掲】
- ② 道路施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【1-5 から再掲】
- ③ 鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援【1-1 から再掲】
 - ・ バス事業者に対する支援
 - ・ 関係機関との連携強化【1-1 から再掲】
 - ・ 被災鉄道施設の復旧に対する支援【2-1 から再掲】
- ④ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策【2-1 から再掲】

- ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策【2-1から再掲】
- ⑤ 港湾施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定【2-1から再掲】
- ⑥ 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 業務継続計画（花巻空港BCP）の策定【2-1から再掲】
- ⑦ 空港施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画に基づく適切な維持管理【2-1から再掲】

(目標) 6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① 農山村地域における防災対策
 - ・ ため池等の保全対策、市町村が行うハザードマップの作成支援【1-4から再掲】
 - ・ 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備【1-4から再掲】
- ② ダム施設の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続
 - ・ 施設の維持管理と防災機能の強化
- ④ 特定動物の逸走防止
 - ・ 特定動物飼養施設への立入調査、飼養施設点検、飼養又は保管の状況の定期的な確認等の必要な指導の実施
- ⑤ 温泉供給の維持
 - ・ 温泉事業者を通じた確認体制の構築
 - ・ 平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 農山村地域における防災対策
 - ・ 農地や農業水利施設等の生産基盤整備【1-4から再掲】
 - ・ 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備【1-4から再掲】
- ② 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
 - ・ 農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策【4-2から再掲】
 - ・ 農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施【4-2から再掲】
- ③ 森林資源の適切な保全管理
 - ・ 適切な森林整備
 - ・ 県民への普及啓発
 - ・ 地域住民等の活動支援
 - ・ シカによる被害防止

- ④ 農林水産業の生産基盤・経営の強化
- ・ 農地利用の最適化支援
 - ・ 効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備
 - ・ 効率的かつ安定的な林業経営の確立
 - ・ 漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用

(目標) 7 いかなる大規模自然災害が発生しようと、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害廃棄物処理対策
- ・ 協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築
 - ・ 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築
 - ・ アスベスト粉じんばく露防止対策
 - ・ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底

7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 防災ボランティアの活動支援
- ・ 防災ボランティア支援ネットワークの構築
- ② 防災人材育成
- ・ 自主防災組織リーダー研修会の開催
 - ・ 岩手県地域防災サポーターの派遣
- ③ 農林水産業の担い手の確保
- ・ リーディング経営体や新規就農者の確保・育成
 - ・ 林業における経営体の育成、新規就業者の確保
 - ・ 水産業における経営体の育成、新規就業者の確保
- ④ 建設業の担い手の育成・確保
- ・ 建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援
 - ・ 地域建設企業の安定的な確保
 - ・ I C T 技術の活用等の推進
- ⑤ 人材育成を通じた産業の体质強化
- ・ 産業人材の育成基盤強化【4-1 から再掲】
- ⑥ 生産技術の復旧支援体制
- ・ 農林漁業者に対する経営再開支援【4-2 から再掲】
- ⑦ 災害時連携体制整備
- ・ 災害時の連携が必要とされる団体との協定締結
 - ・ 「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」の取組継続
- ⑧ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定

- ・ 県と市町村との連絡体制強化
- ⑨ 技術職員等による応援体制の構築
- ・ 必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ
 - ・ 官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による支援の取組継続

7-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 地域コミュニティ力の強化
 - ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発
 - ・ 地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進
 - ・ コミュニティ助成制度等による活動支援
 - ・ 農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化
 - ・ 森林保全等の活動支援
- ② 学びを通じた地域コミュニティの再生支援
 - ・ 地域コミュニティを強化するための支援等の充実
 - ・ 地域の教育課題の解決、教育を通じた地域づくりの推進
- ③ 地籍調査の実施
 - ・ 市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援

2 施策分野ごとの対応方策

(1) 個別施策分野

1) 行政機能・情報通信分野

行政機能

- ① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化
 - ・ 県庁舎の強化
 - ・ 市町村庁舎の強化
- ② 県における災害時業務継続計画の策定
 - ・ 出先機関等の単独公所における計画の策定
- ③ 避難体制整備
 - ・ 避難場所及び避難所の指定・整備
 - ・ 防災体制の強化及び避難行動の周知
 - ・ 避難勧告等発令基準の策定
- ④ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - ・ 広域防災拠点の充実
 - ・ 非常物資の備蓄体制の強化
- ⑤ 世界遺産登録資産の防災対策

- ・ 文化財保護指導員による文化財パトロールの実施

⑥ 特定動物の逸走防止

- ・ 特定動物飼養施設への立入調査、飼養施設点検、飼養又は保管の状況の定期的な確認等の必要な指導の実施

警察

① 災害警備本部機能の強化

- ・ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定
- ・ 警察施設の整備
- ・ 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練
- ・ 職員の非常招集訓練

② 災害対策用装備資機材等の更新整備

- ・ 衛星携帯電話の機能維持
- ・ 非常食の備蓄

③ 災害対処能力の向上

- ・ 警察・消防・自衛隊の関係強化
- ・ 警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施

④ 災害に備えた道路交通環境の整備

- ・ 信号機電源付加装置の整備
- ・ 事業者等との協定締結等による連携強化
- ・ 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導
- ・ 道路通行規制等の情報提供

⑤ 被留置者の逃走・事故防止

- ・ 留置場非常計画の策定、護送訓練の実施

消防

① 地域の消防力の強化

- ・ 消防本部・消防署等庁舎の強化
- ・ 消防団活動の充実強化

② 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保

- ・ 防災関係機関相互の連携体制の確立

③ 救急・救助活動等の体制の強化

- ・ 救急救命士に対する研修会の開催

④ 防火対策

- ・ 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施

⑤ 消防機関の連携体制整備

- ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加
- ・ 緊急消防援助隊増隊の促進

教育

① 学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

- ・ 公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化
 - ・ 私立学校の耐震化
 - ・ 県立職業能力開発施設の耐震化
- ② 学校防災体制の確立
- ・ 危機管理マニュアルの見直し・検証
 - ・ 学校防災に関わる指導助言、専門家派遣
- ③ 防災教育の推進
- ・ 防災教育に携わる教員への研修
- ④ 実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進
- ・ 復興教育副読本の活用促進
 - ・ 地域連携型の防災教育の推進

情報通信

- ① 行政情報通信基盤の耐災害性強化
- ・ 県保有行政データの遠隔地バックアップ体制の検討
- ② 情報通信利用環境の整備
- ・ 携帯電話等エリア整備
 - ・ 民放ラジオ難聴解消
 - ・ ブロードバンド利用環境整備
 - ・ 通信事業者との連携

訓練・連携体制

- ① 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携
- ・ 関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施
- ② 防災訓練の推進
- ・ 市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成
 - ・ 市町村における図上訓練等に係る支援
- ③ 災害時連携体制整備
- ・ 関係団体との協定締結
 - ・ 「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」の取組
- ④ 県外自治体との広域応援・受援体制の整備
- ・ 北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに係る組織や実施体制等の検討
- ⑤ 技術職員等による応援体制の構築
- ・ 必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ
 - ・ 官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による支援の取組継続
- ⑥ 自主防災組織の結成及び活性化支援
- ・ 岩手県地域防災サポーター派遣等による自主防災組織の結成促進
 - ・ 自主防災組織を対象とした研修会等の開催
- ⑦ 孤立集落を想定した防災訓練の実施等

- ・ 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施

人材育成

① 防災人材育成

- ・ 自主防災組織リーダー研修会の開催、岩手県地域防災サポーターの派遣

2) 住宅・都市分野

① 住宅・大規模建築物の耐震化

- ・ 住宅の耐震化
- ・ 大規模建築物の耐震化

② 公営住宅の老朽化対策

- ・ 個別施設計画の策定

③ 市街地整備

- ・ 幹線街路整備
- ・ 都市公園における防災対策
- ・ 市街地等の幹線道路の無電柱化

④ 空き家対策

- ・ 不良住宅等の解体
- ・ 空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築

⑤ 水道施設の防災機能の強化

- ・ 水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策

⑥ 応急給水の確保に係る連携体制の整備

- ・ 応急給水
- ・ 水道施設の応急復旧
- ・ 水道災害訓練

⑦ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定

- ・ 県と市町村との連絡体制強化

⑧ 下水道施設の防災機能の強化

- ・ 下水道施設の浸水対策
- ・ B C Pに基づく応急対策訓練等の実施
- ・ 下水道施設の老朽化対策
- ・ 個別施設計画の策定

⑨ 内水危険箇所の対策

- ・ 内水危険箇所のソフト対策
- ・ 内水危険箇所のハード対策

⑩ 地域コミュニティ力の強化

- ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発
- ・ 地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進
- ・ コミュニティ助成制度等による活動支援

- ・ 農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化
 - ・ 森林保全等の活動支援
- ⑪ 学びを通じた地域コミュニティの再生支援
- ・ 地域コミュニティを強化するための支援等の充実
 - ・ 地域の教育課題の解決、教育を通じた地域づくりの推進

3) 保健医療・福祉分野

- ① 病院・社会福祉施設等の耐震化
 - ・ 病院の耐震化
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化
- ② 災害時における医療提供体制の構築
 - ・ 災害拠点病院の体制強化
 - ・ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援
- ③ 医療情報のバックアップ体制の構築
 - ・ 全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化
- ④ ドクターへリの運航確保
 - ・ 専用の場外離着陸場整備、ランデブーポイントの確保
 - ・ 他県へリ及び他県基地病院との相互支援
 - ・ ドクターへリ出動事例の事後検証会の定期的な開催
- ⑤ 福祉避難所の指定・協定締結
 - ・ 市町村等職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進
- ⑥ 避難行動要支援者名簿の作成・活用
 - ・ 市町村等職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進
- ⑦ 感染症対策
 - ・ 感染制御支援チーム構成員の追加・拡充
 - ・ 感染制御研修会・各種訓練への参加、DMA Tなど関係機関との連携
- ⑧ 要配慮者等への支援
 - ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化
 - ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援
 - ・ 福祉避難所等における福祉的支援
 - ・ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援
 - ・ 男女のニーズの違いに配慮した支援
 - ・ 外国人への支援
 - ・ 災害用医薬品等の確保
 - ・ こころのケア体制の確保
 - ・ 児童生徒の心のサポート
 - ・ 動物救護対策
- ⑨ 防災ボランティアの活動支援

- ・ 防災ボランティア支援ネットワークの構築
- ⑩ 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成
- ・ 災害医療コーディネーターの育成研修等の実施
 - ・ 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化

4) 産業分野

- ① 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結
 - ・ 物資調達協定等に基づく物資の調達
 - ・ 協定締結企業者との連絡体制の更新
- ② 物流機能の維持・確保
 - ・ 協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送
 - ・ 岩手産業文化センターの拠点開設に係る対応マニュアル等の整備
- ③ 企業における業務継続体制の強化
 - ・ 中小企業の業務継続計画の策定促進
- ④ 被災企業への金融支援
 - ・ 制度融資による円滑な資金供給
 - ・ 甚大な災害発生時における相談対応
- ⑤ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
 - ・ 避難所等への燃料等供給の確保
 - ・ 緊急車両等への石油燃料供給の確保
- ⑥ 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実
 - ・ 計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施
- ⑦ 再生可能エネルギーの導入促進
 - ・ 風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進
 - ・ 被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進
 - ・ 自立・分散型エネルギー供給体制整備
 - ・ 水力や風力を活用した県営発電所の建設推進
 - ・ 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備
- ⑧ 電力系統の接続制約の改善等
 - ・ 国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望
 - ・ 停電発生時の早期復旧に備えた関係機関との連携強化
- ⑨ 農林水産業の担い手の確保
 - ・ リーディング経営体や新規就農者の確保・育成
 - ・ 林業における経営体の育成、新規就業者の確保
 - ・ 水産業における経営体の育成、新規就業者の確保
- ⑩ 建設業の担い手の育成・確保
 - ・ 建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援
 - ・ 地域建設企業の安定的な確保

- ・ I C T技術の活用等の推進
- ⑪ 人材育成を通じた産業の体质強化
 - ・ 産業人材の育成基盤強化
- ⑫ 農林水産業の生産基盤・経営の強化
 - ・ 農地利用の最適化支援
 - ・ 効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備
 - ・ 効率的かつ安定的な林業経営の確立
 - ・ 漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用
- ⑬ 生産技術の復旧支援体制
 - ・ 農林漁業者に対する経営再開支援
- ⑭ 県産食料品の供給体制の強化
 - ・ 食料品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成

5) 國土保全・交通分野

- ① 道路施設の整備等
 - ・ 道路施設の防災対策
 - ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築
- ② 防雪設備等の整備
 - ・ 防雪施設の整備
- ③ 立ち往生車両の未然防止
 - ・ 道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用
- ④ 鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備
 - ・ 鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援
 - ・ バス事業者に対する支援
 - ・ 関係機関との連携強化
 - ・ 被災鉄道施設の復旧に対する支援
- ⑤ 津波防災施設の整備等
 - ・ 津波防災施設の整備
 - ・ 海岸水門等操作の遠隔化・自動化
 - ・ 津波防災地域づくり
- ⑥ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
 - ・ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策
 - ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策
- ⑦ 港湾・漁港における避難対策
 - ・ 避難誘導施設及び避難看板等の設置等の整備
 - ・ 津波避難誘導デッキの整備
- ⑧ 津波防災教育の実施
 - ・ 出前講座等の実施

- ⑨ 河川改修等の治水対策
 - ・ 河川整備
 - ・ 立木伐採と堆積土砂の除去
 - ・ 洪水浸水想定区域の指定
 - ・ 洪水ハザードマップの作成
- ⑩ 砂防施設の整備等による土砂災害対策
 - ・ 土砂災害対策施設の整備
- ⑪ 農山村地域における防災対策
 - ・ 農地や農業水利施設等の生産基盤整備
 - ・ ため池等の保全対策、市町村が行うハザードマップの作成支援
 - ・ 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備
- ⑫ 警戒避難体制の整備
 - ・ 津波避難計画の策定
 - ・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表
 - ・ 土砂災害ハザードマップの作成
 - ・ 要配慮者利用施設における警戒避難体制の強化
 - ・ 火山ハザードマップの作成
 - ・ 登山者の安全対策
- ⑬ 住民等への災害情報伝達の強化
 - ・ 水位周知河川の指定
 - ・ 水害に関する情報提供等の強化
 - ・ 土砂災害警戒情報の周知
- ⑭ 空港の体制整備
 - ・ 大規模災害時の空港運用体制の構築
 - ・ 広域防災拠点としての受入体制の整備
- ⑮ 道路施設等の老朽化対策
 - ・ 道路施設の個別施設計画の策定
 - ・ 河川・海岸・ダム施設の個別施設計画の策定
 - ・ 砂防施設の個別施設計画の策定
 - ・ 港湾施設の個別施設計画の策定
 - ・ 空港施設の老朽化対策
- ⑯ 県営発電施設の災害対応力の強化
 - ・ 県営発電所建築物の耐震化
- ⑰ 工業用水道施設の耐震化
 - ・ 配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設（管路）の耐震化
- ⑯ 旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続
 - ・ 施設の維持管理と防災機能の強化
- ⑯ 森林資源の適切な保全管理

- ・適切な森林整備
 - ・県民への普及啓発
 - ・地域住民等の活動支援
 - ・シカによる被害防止
- ⑯ 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
- ・農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策
 - ・農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施
- ⑰ 災害廃棄物処理対策
- ・協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築
 - ・市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築
 - ・アスベスト粉じんばく露防止対策
 - ・毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底
- ⑱ 地籍調査の実施
- ・市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援
- ⑲ 温泉供給の維持
- ・温泉事業者を通じた確認体制の構築
 - ・平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積

(2) 横断的分野

1) リスクコミュニケーション分野

- ① ハザードマップによる災害危険箇所等の周知
 - ・洪水ハザードマップの作成
 - ・土砂災害ハザードマップの作成
 - ・内水ハザードマップの作成
 - ・ため池ハザードマップの作成
 - ・火山ハザードマップの作成
- ② 要配慮者等への支援体制の充実
 - ・避難行動要支援者名簿の作成・活用
 - ・福祉避難所の指定・協定締結
 - ・福祉避難所等における福祉的支援
 - ・社会福祉施設等との連携
 - ・要配慮者（難病患者等）への医療的支援
 - ・災害用医薬品等の確保
- ③ 防災情報提供・普及啓発の充実
 - ・土砂災害警戒情報の周知
 - ・登山者の安全対策
 - ・防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発
- ④ 学校における防災教育等の推進

- ・ 学校防災体制の確立
 - ・ 防災教育の推進
 - ・ 実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進
- ⑤ 関係機関との連携の促進
- ・ 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携
 - ・ 消防機関の連携体制整備
 - ・ 災害時連携体制整備
 - ・ 応急給水の確保・水道施設の応急復旧に係る連携体制の整備
 - ・ 防災訓練の推進
 - ・ 孤立集落を想定した防災訓練の実施等
 - ・ 防災ヘリコプターの円滑な運航の確保
 - ・ ドクターへリの運航確保
 - ・ 避難所・緊急車両等への燃料等供給の確保
 - ・ 感染症対策
 - ・ 技術職員等による応援体制の構築
- ⑥ 災害廃棄物処理対策

2) 老朽化対策分野

- ① 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進
 - ・ 公共施設等総合管理計画の策定
 - ・ 県庁舎等の老朽化対策
 - ・ 警察施設等の老朽化対策
- ② 公営住宅の老朽化対策
 - ・ 個別施設計画の策定
- ③ 上下水道施設等の老朽化対策
 - ・ 水道施設の老朽化対策
 - ・ 下水道施設の老朽化対策
 - ・ 下水道施設の個別施設計画の策定
 - ・ 工業用水道施設の老朽化対策
- ④ 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策
 - ・ 道路施設の個別施設計画の策定
 - ・ 交通安全施設の老朽化対策
 - ・ 農林道等の老朽化対策
- ⑤ 港湾施設等の老朽化対策
 - ・ 海岸施設の個別施設計画の策定
 - ・ 港湾施設の個別施設計画の策定
- ⑥ 河川管理施設、ダム及び砂防施設の老朽化対策
 - ・ 河川・ダムの個別施設計画の策定

- ・ 砂防施設の個別施設計画の策定
- ⑦ 農地・農業用施設、漁港施設等の老朽化対策
- ・ 農業・水産業の生産基盤の老朽化対策
 - ・ 治山施設の老朽化対策
- ⑧ 空港施設の老朽化対策
- ⑨ 県営発電施設の長寿命化対策

3) 人口減少・少子高齢化対策分野

- ① 共助機能の維持・強化
 - ・ 消防団活動の充実強化
 - ・ 自主防災組織の結成及び活性化支援
- ② 防災ボランティアの活動支援
 - ・ 防災ボランティア支援ネットワークの構築
- ③ 地域の防災に関する人材育成
 - ・ 防災人材の育成
 - ・ 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成
 - ・ 建設業の担い手の育成・確保
- ④ 地域コミュニティの維持・強化
 - ・ 地域コミュニティ力の強化
 - ・ 森林保全等の活動支援
 - ・ 学びを通じた地域コミュニティの再生支援
 - ・ 人材育成を通じた産業の体质強化
 - ・ 農林水産業の担い手の確保
 - ・ 空き家対策
- ⑤ 農林水産業の生産基盤・経営の強化
 - ・ 農地利用の最適化支援
 - ・ 効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備
 - ・ 効率的かつ安定的な林業経営の確立
 - ・ 漁業生産基盤の効率的な活用
- ⑥ 県産食料品の供給体制の強化

第6章 重点施策

1 重点施策選定の趣旨・選定方法

(1) 重点施策選定の趣旨

第5章の脆弱性評価結果に基づく対応方策として掲げた施策のうち、計画期間において優先して取り組む施策を、重点施策として選定するものです。

(2) 重点施策の選定方法

施策分野ごとに取りまとめた施策の中から、①影響の大きさ、②緊急度、③進捗状況、④平時の活用 の視点を踏まえながら、総合的に勘案し、重点施策を選定することとした。

《重点施策の選定の視点》

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時に、どの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか、これまで以上に向上させる必要があるか
④ 平時の活用	災害時のみならず、平時において、どの程度活用できるか

2 重点施策の選定

第5章の施策分野ごとに取りまとめた対応方策（89施策。再掲を除く。）について、4つの選定の視点を踏まえながら、総合的に勘案し、次に掲げるとおり、34の重点施策を選定しました。

なお、34の重点施策に対応する [72](#)の目標指標（再掲を除く。）を、KPI¹（重要業績評価指標）に位置付け、進捗管理を行っていきます。

¹ KPI : Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標として、政策ごとの達成すべき成果目標を示すもの。

《個別施策分野》

1) 行政機能・情報通信分野（10 施策）

① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

○ 県庁舎の強化

- ・ 県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成 26 年度末現在において 21 棟のうち 15 棟、71.4% が耐震化済みとなっていますが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進します。
- ・ 防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進めます。
- ・ 大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進めます。
- ・ 電力供給停止の長期化に備え、72 時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保します。
- ・ 浸水時の土嚢や排水ポンプ等を用いた応急対策を推進します。
- ・ 大規模改修時に、上層階への電気室及び機械室の移設等を検討します。

[KPI] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (R2)

○ 市町村庁舎の強化

- ・ 大地震等の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するため、市町村に対し助言等を行い、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化を促進します。

[KPI] 市町村庁舎の耐震化率 76.3% (H26) ⇒ 90.0% (R2)

② 避難体制整備

○ 避難場所及び避難所の指定・整備

- ・ 災害時の円滑な避難に資するため、「災害対策基本法」に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない市町村に対し、指定するよう働きかけを行います。

[KPI] 緊急避難場所等を指定した市町村 22 市町村 [67.0%] (H26)

⇒ 33 市町村 [100.0%] (R2)

○ 防災体制の強化及び避難行動の周知

- ・ 市町村が全庁をあげて役割分担する防災体制が構築できるよう、モデルケースを策定するなど、市町村の体制整備を促進します。
- ・ 災害時におけるべき避難行動について、県広報誌等により住民への周知を行います。

○ 避難勧告等発令基準の策定

- ・ 円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準を未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行います。

[KPI] 避難勧告等発令基準を策定した市町村（洪水予報河川及び水位周知河川に係る洪水災害） 11 市町村 [44.0%] (H26) ⇒ 28 市町村 [100.0%] (R2)

③ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築

○ 広域防災拠点の充実

- ・ 「広域防災拠点運用マニュアル」に基づく広域防災拠点の本格運用を行います。

○ 非常物資の備蓄体制の強化

- ・ 災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するため、広域防災拠点（5箇所）に備蓄物資の配備を行います。

[KPI] 備蓄を行う広域防災拠点箇所数 1箇所 (H26) ⇒ 5箇所 (H30)

④ 災害警備本部機能の強化

○ 警察本部及び警察署における災害警備計画の策定

- ・ 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成します。

○ 警察施設の整備

- ・ 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるよう、国の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進します。
- ・ 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進します。

[KPI] 災害警備拠点警察施設整備数（累計） 121箇所 (H26) ⇒ 151箇所 (R2)

○ 代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練

- ・ 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行います。

○ 職員の非常招集訓練

- ・ 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常招集訓練を行います。

⑤ 災害に備えた道路交通環境の整備

○ 信号機電源付加装置の整備

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、国の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備します。

[KPI] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）

61台 (H26) ⇒ 76台 (R2)

○ 事業者等との協定締結等による連携強化

- ・ 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活

動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなどにより連携を強化します。

○ 緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導

- ・ 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合において、早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行います。

○ 道路通行規制等の情報提供

- ・ 災害発生時における円滑な通行確保を図るため、道路通行規制等の情報提供を推進します。

⑥ 地域の消防力の強化

○ 消防本部・消防署等の庁舎強化

- ・ 消防本部・消防署等の庁舎については、地震等の災害発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行なながら、耐震化を促進します。

[KPI] 消防本部、消防署等庁舎の耐震化率 75.3% (H25) ⇒ 97.8% (R2)

○ 消防団活動の充実強化

- ・ 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図ります。

⑦ 消防機関の連携体制整備

○ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加

- ・ 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図ります。

[KPI] 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

○ 緊急消防援助隊増隊の促進

- ・ 大規模な災害発生に備え、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（第三期計画）に基づく増隊を促進します。

[KPI] 緊急消防援助隊登録数 74隊 (H26) ⇒ 96隊 (R2)

⑧ 学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

○ 公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化

- ・ 学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設等の耐震対策の促進を図ります。

[KPI] 「岩手県耐震改修促進計画」に基づく県立学校施設の耐震化率

97.8% (H27) ⇒ 100.0% (R2)

○ 私立学校の耐震化

- 私立学校施設の安全性を確保するため、国の補助制度等を活用し、私立学校が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援します。

[KPI] 私立学校の耐震化率	72.5% (H26) ⇒ 89.7% (R2)
私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率	68.0% (H25) ⇒ 90.0% (R2)

○ 県立職業能力開発施設の耐震化

- 旧耐震基準で建設された3施設について、国の社会資本整備総合交付金等を活用して耐震診断を実施し、耐震性が不足と診断された施設に対しては、必要な改修工事等により耐震化を推進します。

[KPI] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率	33.3% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
--------------------------	---------------------------

⑨ 情報通信利用環境の整備

○ 携帯電話等エリア整備

- 災害時に有効な連絡手段である携帯電話のエリア外人口を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局を整備する市町村を支援するとともに、通信事業者へ働きかけを行うなど基地局整備に取り組みます。

[KPI] 携帯電話エリア外人口	3,980人 (H26) ⇒ 3,071人 (R2)
------------------	----------------------------

○ 民放ラジオ難聴解消

- 災害時に多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用して中継局の整備を行う市町村を支援するなどラジオの難聴解消に取り組みます。

○ ブロードバンド利用環境整備

- 条件不利地域の超高速ブロードバンド整備や公設民営の設備の維持について、国に財政支援を求めていきます。

○ 通信事業者との連携

- 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者との連絡体制を維持します。

⑩ 自主防災組織の結成及び活性化支援

○ 岩手県地域防災センター派遣等による自主防災組織の結成促進

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災センター派遣等により地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進します。

[KPI] 県地域防災センターの地域への派遣回数	11回 (H26) ⇒ 150回 (R2)
--------------------------	-----------------------

○ 自主防災組織を対象とした研修会等の開催

- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行います。

[KPI] 自主防災組織に対する研修会の実施回数	2回 (H26) ⇒ 14回 (R2)
--------------------------	---------------------

(回避する起きてはならない最悪の事態と重点施策との対応)

回避する起きてはならない最悪の事態		重点施策
1-1	地震による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)	②避難体制整備 ⑥地域の消防力の強化 ⑧学校施設・公立社会体育施設等の耐震化 ⑩自主防災組織の結成及び活性化支援
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	②避難体制整備 ⑥地域の消防力の強化 ⑩自主防災組織の結成及び活性化支援
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	②避難体制整備 ⑥地域の消防力の強化 ⑩自主防災組織の結成及び活性化支援
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	②避難体制整備 ⑥地域の消防力の強化 ⑩自主防災組織の結成及び活性化支援
1-6	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生	②避難体制整備 ⑤災害に備えた道路交通環境の整備 ⑥地域の消防力の強化 ⑨情報通信利用環境の整備 ⑩自主防災組織の結成及び活性化支援
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	③支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	③支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	①災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化 ④災害警備本部機能の強化 ⑤災害に備えた道路交通環境の整備 ⑥地域の消防力の強化 ⑦消防機関の連携体制整備
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	①災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化 ④災害警備本部機能の強化 ⑤災害に備えた道路交通環境の整備 ⑥地域の消防力の強化 ⑦消防機関の連携体制整備

2) 住宅・都市分野（4施策）

① 住宅・大規模建築物の耐震化

○ 住宅の耐震化

- ・ 住宅の耐震化を一層促進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施します。

[KPI] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) ⇒ 85.0% (R2)

○ 大規模建築物の耐震化

- ・ 大規模建築物の耐震化を促進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施します。

② 水道施設の防災機能の強化

○ 水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進します。

[KPI] 基幹管路の耐震適合率 46.2% (H26) ⇒ 55.8% (R2)

浄水施設の耐震化率 26.0% (H26) ⇒ 31.5% (R2)

配水池の耐震化率 36.3% (H26) ⇒ 44.7% (R2)

③ 内水危険箇所の対策

○ 内水危険箇所のソフト対策

- ・ 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援します。
- ・ 策定済み市町村に対しては、既存ハザードマップの見直し等を支援します。

○ 内水危険箇所のハード対策

- ・ 浸水被害の可能性のある家屋の解消のため、市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業に対して、助言等を実施します。

④ 地域コミュニティ力の強化

○ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発

- ・ 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るとともに、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行います。

[KPI] 元気なコミュニティ特選団体数（累計） 137 団体 (H26) ⇒ 203 団体 (R2)

○ 地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進

- ・ 地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域外の人材（復興支援員や地域おこし協力隊など）の活用を進めます。

○ コミュニティ助成制度等による活動支援

- ・ 地域コミュニティ機能の維持・再生のため、アドバイザー派遣による支援を行うとともに、各種コミュニティ助成制度の有効活用を図りながら、市町村や地域づくり団体が行う地域の課題解決に向けた取組を支援します。

[KPI] コミュニティ助成制度等による活動支援件数(累計) 51件(H26) ⇒ 267件(H30)

○ 農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化

- ・ 災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度等の活用による農地や農業水利施設等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化を図ります。

[KPI] 水田における地域協働等の取組面積割合 68.0% (H25) ⇒ 82.8% (R2)

○ 森林保全等の活動支援

- ・ 国の森林・山村多面的機能發揮対策交付金の活用による、里山林保全活動等の支援を継続します。

(回避する起きてはならない最悪の事態と重点施策との対応)

回避する起きてはならない最悪の事態		重点施策
1-1	地震による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)	①住宅・大規模建築物の耐震化
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	③内水危険箇所の対策
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	②水道施設の防災機能の強化
5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止	②水道施設の防災機能の強化
7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	④地域コミュニティ力の強化

3) 保健医療・福祉分野（5施策）

① 病院・社会福祉施設等の耐震化

○ 病院の耐震化

- ・ 災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みとなっていますが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図ります。

[KPI] 病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 76.3% (R2)

○ 社会福祉施設等の耐震化

- ・ 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進します。

② 医療情報のバックアップ体制の構築

○ 全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化

- ・ 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が図られるよう取り組みます。

[KPI] 電子カルテを導入している病院数 23 施設 (H24) ⇒ 35 施設 (H29)

周産期医療情報ネットワークへの参加割合 (市町村及び分娩取扱等医療機関)

98.6% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

*H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

③ 福祉避難所の指定・協定締結

○ 市町村等職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進

- ・ 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進します。

[KPI] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (R1) *

*H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

④ 避難行動要支援者名簿の作成・活用

○ 市町村等職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進

- ・ 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくり、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進します。

[KPI] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H30)

⑤ 要配慮者等への支援

○ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化

- ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対し、立地条件等の情報提供を行います。
- ・ 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行います。
- ・ 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特徴に応じたマニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供を行います。

○ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援

- ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対する避難情報の正確な知識の周知を徹底します。
- ・ 地域と連携した避難体制整備に向け、先進的取組事例等の情報提供や、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援、協力をしています。
- ・ 同一市町村内に立地している県所管要配慮者利用施設（社会福祉施設等）と市町村等所管の同施設の間で、非常災害対策等について情報共有を行います。
- ・ 住民に対し、福祉避難所の設置目的の周知を行います。

○ 福祉避難所等における福祉的支援

- ・ 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動環境の整備を推進します。
- ・ 「市町村避難所運営マニュアル」を参考として、市町村において、円滑な避難所運営体制を構築するために行う、地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定や、住民と連携した避難所運営訓練の実施などの取組を支援します。

[KPI] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (R2)

○ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援

- ・ 市町村による住民主体の介護予防や通いの場に向けた取組が充実し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を促進します。
- ・ 県高齢者総合支援センターにおいて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図ります。
- ・ 介護老人福祉施設等の被災を想定し、入所者の移送も含めた施設間（施設が所在する広域間）の支援体制の構築を進める関係団体の取組を支援します。
- ・ 特別養護老人ホームの計画的整備や、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を行う市町村の取組を支援します。
- ・ 障がい者の支援について、引き続き、「障がいのある方たちへの災害対応のつづき」に添付している「おねがいカード」の活用について周知を行うとともに、関係団体等と連携して、「おねがいカード」を活用した防災訓練の実施後に総括を行い、必要に応じて改善を図ります。

[KPI] 認知症サポーター養成数（累計） 97,944 人 (H26) ⇒ 181,000 人 (R2)

○ 男女のニーズの違いに配慮した支援

- ・ 平時より防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう市町村に働きかけを行います。
- ・ 被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱に関する相談に対応するため、平時から女性のための相談窓口を岩手県男女共同参画センターを開設し、気軽に相談できる体制を整えます。（男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応します。）

[KPI] 女性委員が参画する市町村防災会議の割合 69.7% (H27) ⇒ 100.0% (R2)

○ 外国人への支援

- ・ やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行います。

○ 災害用医薬品等の確保

- ・ 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に効果的に機能するよう、隨時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図ります。

○ こころのケア体制の確保

- ・ こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を引き続き実施します。
- ・ 今後、大規模災害等の発生時に専門的な精神医療の提供及び精神保健活動の支援等を目的とする災害派遣精神医療チーム（DPAT）の設置について検討するため、委員会や審議会において、有識者等と意見交換を実施します。

○ 児童生徒の心のサポート

- ・ 小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置・派遣、教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置及び児童生徒の心とからだの健康観察等により、きめ細かい心のサポートを取り組みます。
- ・ 学校心理士資格を有する人材の育成及び教員研修を推進します。

○ 動物救護対策

- ・ 防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、隨時、協定及び「災害時の動物救護マニュアル」の見直しを行います。
- ・ 市町村が策定する地域防災計画による動物救護対策の措置、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかけを行います。

[KPI] 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

(回避する起きてはならない最悪の事態と重点施策との対応)

回避する起きてはならない最悪の事態		重点施策
1-1	地震による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	①病院・社会福祉施設の耐震化 ③福祉避難所の指定・協定締結 ④避難行動要支援者名簿の作成・活用
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	③福祉避難所の指定・協定締結 ④避難行動要支援者名簿の作成・活用
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	③福祉避難所の指定・協定締結 ④避難行動要支援者名簿の作成・活用
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	③福祉避難所の指定・協定締結 ④避難行動要支援者名簿の作成・活用
1-6	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生	④避難行動要支援者名簿の作成・活用 ⑤要配慮者等への支援
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺	①病院・社会福祉施設の耐震化 ②医療情報のバックアップ体制の構築 ⑤要配慮者等への支援

4) 産業分野（5施策）

① 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築

○ 避難所等への燃料等供給の確保

- ・ 県石油商業共同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図ります。

○ 緊急車両等への石油燃料供給の確保

- ・ より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を平成28年度中に定め、周知を図ります。
- ・ 協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図ります。

② 再生可能エネルギーの導入促進

○ 風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進

- ・ 風力発電や地熱発電の導入について、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら具体的に事業化を図る事業者の円滑な取組を促進します。

○ 被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進

- ・ 避難所や市町村庁舎など、災害時に被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

○ 自立・分散型エネルギー供給体制整備

- ・ 地域が災害時においても一定のエネルギーを貢献するよう、地域資源である再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給体制の整備を推進します。

[KPI] 再生可能エネルギーによる電力自給率 18.9% (H26) ⇒ 35.0% (R2)

○ 水力や風力を活用した県営発電所の建設推進

- ・ 県自らの再生可能エネルギーの導入促進の取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進します。

[KPI] 再生可能エネルギーを活用した県営発電所数 18か所 (H26) ⇒ 19か所 (R2)

○ 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備

- ・ 木質バイオマスの利用を促進するため、木質バイオマスコーディネーターの活動を通じて、木質バイオマス燃焼機器の公共施設等への導入を促進するとともに、供給者と需要者間において、木質燃料の供給量や価格等による協定の締結を促進することにより、燃料の安定供給体制の整備を推進します。

[KPI] 産業分野の木質バイオマス導入事業者数(累計) 28事業者 (H26) ⇒ 36事業者 (H30)

③ 農林水産業の担い手の確保

○ リーディング経営体や新規就農者の確保・育成

- ・ リーディング経営体をはじめ地域の中心となる経営体への農地の利用集積を進め、経営の規模拡大や効率化を促進するとともに、法人化を支援するなど地域農業をけん引する経営体を育成します。

- 農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・Iターン者など多様な新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、企業の農家参入を促進します。

[KPI]	リーディング経営体の育成数（累計）	21 経営体 (H26) ⇒ 110 経営体 (R2)
	法人化した集落営農組織の割合	30.0% (H26) ⇒ 55.0% (R2)
	新規就農者数	246 人/年 (H26) ⇒ 260 人/年 (R2)

○ 林業における経営体の育成、新規就業者の確保

- 地域けん引型林業経営体の育成や研修機関等による林業技能者の養成、新規就業者の確保・育成などに取り組みます。

[KPI]	林業技能者数（累計）	395 人 (H26) ⇒ 575 人 (R2)
-------	------------	--------------------------

○ 水産業における経営体の育成、新規就業者の確保

- 専業漁家の経営規模の拡大を促進するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受入れ環境の整備、就業のマッチングなどにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組みます。

[KPI]	中核的漁業経営体数	283 経営体 (H26) ⇒ 510 経営体 (R2)
	新規漁業就業者数	40 人 (H26) ⇒ 70 人 (R2)

④ 建設業の担い手の育成・確保

○ 建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援

- 地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりのため、本業を中心とした経営改善の取組や次世代を担う人材の育成・確保支援など、「いわて建設業振興中期プラン」に基づく取組を推進します。

[KPI]	経営革新アドバイザー派遣企業数	50 社 (H26) ⇒ 68 社 (R2)
	経営力強化等をテーマとした講習会受講者数	587 人 (H26) ⇒ 700 人 (R2)

○ 地域建設企業の安定的な確保

- 将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、「地域維持型契約方式」の拡大について、地域の実情を考慮しながら取り組みます。

○ I C T 技術の活用等の推進

- 建設現場における生産性を向上し、担い手の育成及び確保を図るため、I C T 技術の活用等を推進します。

⑤ 農林水産業の生産基盤・経営の強化

○ 農地利用の最適化支援

- 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援します。

[KPI]	認定農業者等への農地集積面積	82,026ha (H26) ⇒ 103,000ha (R2)
	荒廃農地面積	5,947ha (H26) ⇒ 4,950ha (R2)

○ 効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備

- 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生

産基盤の整備を推進します。

[KPI] 水田整備率 (30a 程度以上)	51.1% (H24) ⇒ 52.8% (R2)
------------------------	--------------------------

○ 効率的かつ安定的な林業経営の確立

- ・ 林業事業体の森林経営計画の作成を支援することにより、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを進めます。

[KPI] 造林面積	733ha (H26) ⇒ 1,290ha (R2)
------------	----------------------------

○ 漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用

- ・ 漁業生産コストの低減や就労環境の向上を図るため、浮桟橋等の整備や、防波堤・岸壁等の整備を推進します。

[KPI] 養殖作業支援 (浮桟橋等) の漁港整備数 (累計)	0 渔港 (H26) ⇒ 7 渔港 (R2)
---------------------------------	------------------------

(回避する起きてはならない最悪の事態と重点施策との対応)

回避する起きてはならない最悪の事態		重点施策
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	①支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	①支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	①支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	①支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築 ②再生可能エネルギーの導入促進
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	⑤農林水産業の生産基盤・経営の強化
7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	③農林水産業の担い手の確保 ④建設業の担い手の育成・確保

5) 国土保全・交通分野（9施策）

① 道路施設の整備等

○ 道路施設の防災対策

- ・ 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進するとともに、危険箇所の再点検を実施します。
- ・ 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行う農林道の点検や診断等の取組を支援します。

[KPI] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率	58.8% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

*H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

○ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

- ・ 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進するとともに、緊急輸送道路の見直し等を進めます。
- ・ 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会资本整備総合交付金等を活用した、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図ります。
- ・ 大規模災害発生時の建物倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

[KPI] 復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における耐震化橋梁の割合	15.0% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *
高規格幹線道路等の供用率	55.9% (H26) ⇒ 85.1% (R2)

*H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

② 津波防災施設の整備等

○ 津波防災施設の整備

- ・ 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、国の社会资本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、復興まちづくりと整合した湾口防波堤・防潮堤等の津波防災施設の整備を推進します。

[KPI] 新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率	32.3% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
----------------------------------	---------------------------

○ 海岸水門等操作の遠隔化・自動化

- 海岸水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、水門等の自動閉鎖システムの整備等を進めます。

[KPI] 海岸水門等の遠隔操作化箇所数（累計） 9 箇所 (H26) ⇒ 187 箇所 (R2)

○ 津波防災地域づくり

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、国の社会資本整備総合交付金（復興）等を活用し、津波痕跡調査を実施するとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討を進めます。

[KPI] 津波浸水想定区域の設定市町村 0 市町村 (H26) ⇒ 12 市町村 [100.0%] (H30)

③ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備

○ 港湾施設の耐震・耐津波強化対策

- 県内の港湾が、災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、耐震強化岸壁の整備促進を図ります。

○ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策

- 災害時において、地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業等により、防波堤及び岸壁等の耐震・耐津波の強化を推進します。

[KPI] 海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

7.1% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

④ 河川改修等の治水対策

○ 河川整備

- 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進します。

[KPI] 河川整備率（県管理） 48.6% (H26) ⇒ 50.0% (R2)

○ 立木伐採と堆積土砂の除去

- 洪水災害に対する安全度を維持するため、河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去を継続して実施します。

○ 洪水浸水想定区域の指定

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水浸水想定区域の指定を推進します。

[KPI] 洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計） 23 河川 (H26) ⇒ 39 河川 (R2)

○ 洪水ハザードマップの作成

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・

安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な浸水想定区域の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、洪水ハザードマップの作成を促進するための助言等を行います。

⑤ 農山村地域における防災対策

○ 農地や農業水利施設等の生産基盤整備

- ・ 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進します。

○ ため池等の保全対策、市町村が行うハザードマップの作成支援

- ・ ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行います。
- ・ ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成及び地域住民への公表を支援します。

[KPI] ため池の詳細調査実施割合	0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
大規模ため池等のハザードマップ策定率	20.8% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

○ 山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備

- ・ 大雨等による土石流の発生などの災害を防止するため、点検等による山地災害危険地区的把握と、治山施設の整備及び森林整備を計画的に推進します。

[KPI] 山地災害防止機能が確保された集落数（累計）	951 集落 (H26) ⇒ 990 集落 (R2)
-----------------------------	----------------------------

⑥ 警戒避難体制の整備

○ 津波避難計画の策定

- ・ 津波発生時の円滑な避難のため、津波避難計画策定指針に基づく津波避難計画未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行います。

[KPI] 津波避難計画を策定した市町村	9 市町村 [75.0%] (H26) ⇒ 12 市町村 [100.0%] (R2)
----------------------	--

○ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表

- ・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表に向けて、国の防災・安全交付金を活用し、引き続き基礎調査を実施します。

[KPI] 土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数（累計）	4,898 箇所 (H26) ⇒ 14,348 箇所 (R1)
---------------------------------	---------------------------------

○ 土砂災害ハザードマップの作成

- ・ 土砂災害のおそれのある区域の周知等を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、土砂災害ハザードマップの作成を促進するための助言等を行います。

○ 要配慮者利用施設における警戒避難体制の強化

- ・ 要配慮者の迅速、適切な避難行動に資するため、要配慮者利用施設が立地する箇所につ

いて、土砂災害警戒区域の指定を優先的に実施します。

○ 火山ハザードマップの作成

- ・ 火山噴火時の迅速、適切な避難行動に資するため、火山ハザードマップを作成し、登山者等への周知を行います。

[KPI] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2 火山 (H26) ⇒ 3 火山 (R2)

○ 登山者の安全対策

- ・ 登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報を迅速・的確に提供する方策について検討します。

⑦ 住民等への災害情報伝達の強化

○ 水位周知河川の指定

- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進めていきます。

[KPI] 水位周知河川に指定した河川数（累計） 21 河川 (H26) ⇒ 42 河川 (R2)

○ 水害に関する情報提供等の強化

- ・ 水害による被害の軽減を図るため、国、県及び市町村で構成する「洪水減災対策協議会」を設置し、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進します。

○ 土砂災害警戒情報の周知

- ・ 住民の避難行動等に活用するため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進します。

⑧ 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化

○ 農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策

- ・ 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進します。
- ・ 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進します。
- ・ 漁港施設の地震・津波対策を推進するとともに、計画的な長寿命化のための機能診断及び機能保全計画の策定を進めます。

[KPI] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26) ⇒ 140 施設 (R2)

流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

20.0% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

*H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

○ 農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施

- ・ 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、

管理者である市町村等が行う農林道の点検や診断等の取組を支援します。

[KPI] (再掲) 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
(再掲) 林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

⑨ 災害廃棄物処理対策

○ 協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築

- ・ 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進します。

○ 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築

- ・ 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定について助言等を行います。

[KPI] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率	48.5% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
----------------------------	---------------------------

○ アスベスト粉じんばく露防止対策

- ・ 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進します。

○ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底

- ・ 毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取り扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図ります。

(回避する起きてはならない最悪の事態と重点施策との対応)

回避する起きてはならない最悪の事態		重点施策
1-1	地震による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	①道路施設の整備等
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	②津波防災施設の整備等 ⑥警戒避難体制の整備
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	④河川改修等の治水対策 ⑦住民等への災害情報伝達の強化
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	⑤農山村地域における防災対策 ⑥警戒避難体制の整備 ⑦住民等への災害情報伝達の強化
1-6	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生	⑦住民等への災害情報伝達の強化
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	①道路施設の整備等 ③港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①道路施設の整備等
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	①道路施設の整備等
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺	①道路施設の整備等
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞	①道路施設の整備等 ③港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
4-2	食料等の安定供給の停滞	①道路施設の整備等 ③港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備 ⑧農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
5-3	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	①道路施設の整備等 ③港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備
6-1	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	⑤農山村地域における防災対策
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	⑤農山村地域における防災対策 ⑧農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化
7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	⑨災害廃棄物処理対策

《横断的分野》

2) 老朽化対策分野（1 施策）

① 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

○ 公共施設等総合管理計画の策定

- 将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の更新・長寿命化など総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進します。

[KPI]	個別施設計画の策定率	0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
-------	------------	--------------------------

第7章 計画の推進と進捗管理

1 県民総参加の取組

計画の推進に当たっては、県民、企業、NPO、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方方が重要です。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、県民総参加の取組として、本計画に定めた取組を着実に推進していきます。

2 計画の進捗管理と見直し（P D C Aサイクルの徹底）

（K P Iの設定とP D C Aサイクルの徹底）

計画の実効性を高めていくためには、今回策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

県では、これまで効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るため、本県の県行政に関する基本的な計画である「いわて県民計画」アクションプランの主要施策について指標を設定し、その達成状況や課題等を検証の上、その結果を次の政策等に適切に反映させる「政策評価」を行っています。

本計画においても、本県におけるこうした政策評価の取組の実績を踏まえつつ、P D C A（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、設定したK P Iに基づく徹底した進捗管理を行います。

（K P Iの進捗管理）

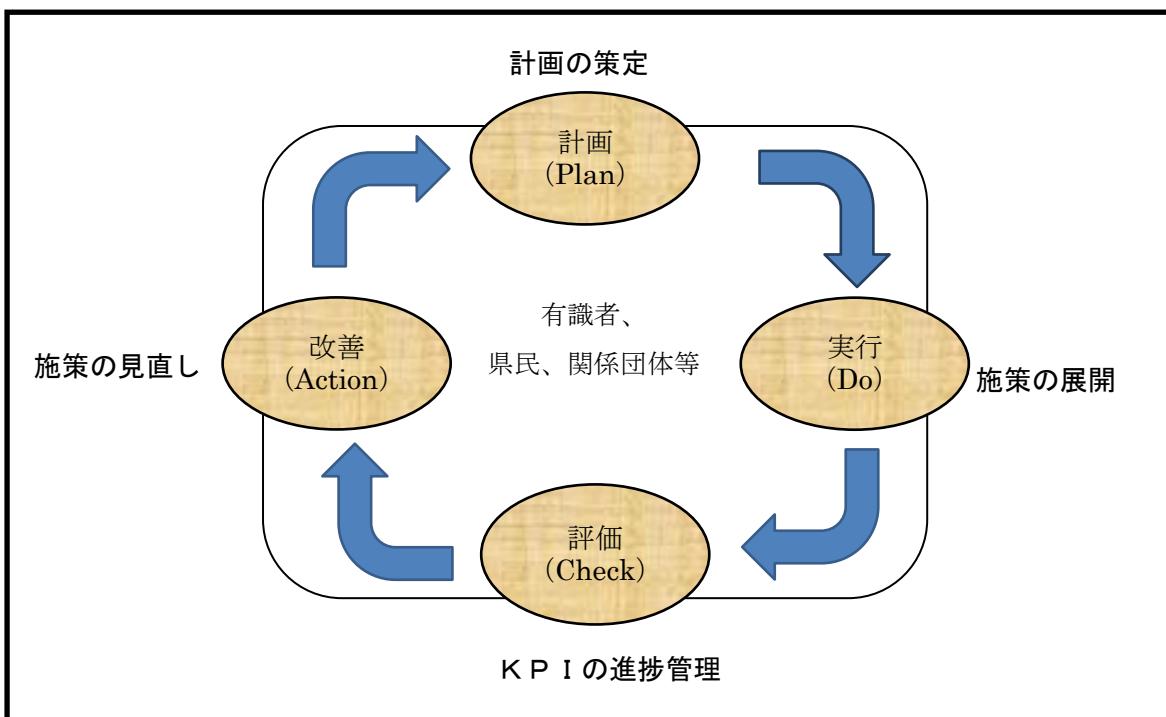
計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本計画において設定したK P Iについて、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、有識者や県民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。

3 他の計画等の見直し

本計画は、岩手県の強靭化の観点から、県における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

【P D C A サイクル】



岩手県国土強靭化地域計画

【改訂版】

平成 28 年 2 月策定
平成 29 年 6 月改訂
令和 2 年 1 月改訂

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL : 019-629-5509 FAX : 019-629-5254
